# 令和3年白老町議会総務文教常任委員会会議録

令和3年10月29日(金曜日)

開 会 午後12時58分

閉 会 午後 1時48分

# 〇会議に付した事件

### 所管事務調査

1. アイヌ施策の今後について

# 〇出席委員(6名)

委員長 吉谷一孝君 副委員長 佐藤雄大君

委 員 大 渕 紀 夫 君 委 員 小 西 秀 延 君

委 員 氏家裕治君 委 員 前田博之君

# 〇欠席委員(なし)

### ○説明のため出席した者の職氏名

政策推進課長 冨川英孝君

政策推進課参事 伊藤信幸君

政策推進課主查 江 草 佳 和 君

# 〇職務のため出席した事務局職員

事務局長 本間 力君

主 査 八木橋 直 紀 君

# ◎開会の宣告

**○委員長(吉谷一孝君)** ただいまより総務文教常任委員会を開会いたします。

(午後12時58分)

○委員長(吉谷一孝君) 総務文教常任委員会の所管事務調査、アイヌ施策の今後について。1、アイヌ施策基本方針(改定案)の整理についてを議題に供します。

まず、冒頭に進め方について、皆さんにお諮りいたします。まず、本日アイヌ施策推進室のほうから提出いただいた資料についての説明をいただき、その資料についての質疑、これをお受けしたいと思います。本日はその程度にとどめて、後日また日程を改めて時間を設けて進めたいと思います。その後、分科会のほうもありますので、正副委員長に日程のほうはお任せいただいて進めたいと思いますが、それにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○委員長(吉谷一孝君) それではそのように進めたいと思います。 それでは、アイヌ施策基本方針(改定案)の整理について担当課からの説明を求めます。 冨川政策推進課長。
- 〇政策推進課長(冨川英孝君) 所管事務調査ということで、午前中に引き続き全員協議会我々の 課に対応いただきましてありがとうございます。これからアイヌ施策基本方針、今後の施策につい てということでご説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

まず、前回の9月2日までには素案等々示すことができませんでしたが、今回はこの間に第2回の検討委員会も行いまして素案としてまとめてご提案をさせていただいているところでございます。この後、担当室長、主査のほうからご説明をさせていただきますが、忌憚のないご意見等々いただければと思ってございますのでどうぞよろしくお願いいたします。

- 〇委員長(吉谷一孝君) 伊藤政策推進課参事。
- **〇政策推進課参事(伊藤信幸君)** それでは、私のほうからお配りしている資料の白老町のアイヌ 施策の今後についてという資料に基づきまして、これまでの取り組み経過等を含めましてご説明を させていただきたいと思ってございます。

表紙を1枚めくっていただきまして、前回9月2日の所管事務調査におきましては、アイヌ施策基本方針の検討委員会1回目の議論ですとか、関係機関等からの意見を踏まえまして、今後のアイヌ施策を進める上での課題についてもふれさせていただいたところでございます。このたび、基本方針改定案たたき台ということで作成にあたっての考え方につきましては、1、白老町アイヌ施策基本方針改定案(たたき)の整理ということで挙げさせていただきました。これまでもご説明はさせていただきましたとおり、この基本方針につきましては国が制定しましたアイヌ施策推進法と、それからこれまでございます白老町アイヌ文化振興基本方針、そして白老町アイヌ施策基本方針の趣旨を踏まえまして、町のアイヌ施策を総合的に推進するための基本的な考え方と取り組むべき課

題というところを明確化しまして、具体的な施策を体系的に示すアクションプランの要素を取り入 れたアイヌ施策推進のための総合的指針としまして、検討委員会における意見を反映し、改訂作業 を進めていく必要があると考えてございます。このような考えのもと、このあとご説明いたします 基本方針の改定案におきましては、アイヌ施策を取り巻く環境の変化に関する記述、本町のアイヌ 施策の位置づけに関する体系の図示、アイヌ施策を進めていく上での現状での課題の洗い出し、そ して課題を踏まえた重点施策と方向性を整理させていただいたところでございます。また、あわせ まして、本編の重点施策に対応する現在の実施事業、そして今後必要とされる検討事項、連携、協 働先の関係機関の体系化について付属資料として整理をさせていただきました。本日、この内容に つきましては、この会議に先立ちまして 10月 21日第2回検討委員会を開催いたしまして、基本方 針改定案(たたき)についての意見交換を行ったところでございます。その中で委員からの主な意 見等(要旨)を以下にまとめさせていただいたところでございます。主な意見としましては、アイ ヌ文化伝承を進める上では、アイヌ自身の意識レベルを高めていく必要があると。そういう中で町 としても基本方針の改定後も今まで以上、ときには厳しい視点を持って見守りながら支援をいただ きたいというようなご意見がございました。そのほか、平成 19 年につくったこの基本方針のところ でも整理をいたしましたが、アイヌの人たちと、一般的には国の法律もそうですが、その他各種計 画、全国的に見たそういった計画の中でもアイヌの人たちという第三人称的なつかい方ではなく、 アイヌ民族、第一人称的な主体的な視点で当時から基本方針を策定したというところに大きく感銘 を受けていると。ここの視点を変えることなく今回も改訂を進めるべきだというようなご意見がご ざいました。また、アイヌ語を含めまして、学びを深めていくたびにアイヌの方々、その精神文化 に誇りを感じているというようなご意見もございました。このような学びを通しながら若い世代の 方にもどんどん学びを深めていってほしいと、そういった環境、機会を整えていってほしいという ような町への要望もあったところでございます。今回、この後、ご説明する本編の中にアイヌ語で すとか、口承文芸等の研究・保存・伝承の支援等を示させていただいたところもございますが、そ ういった部分では非常に心強いお声をいただいたところでございます。全体的には、この改定案の たたきにつきまして非常によくまとめていただきまして、事務局には感謝申し上げるという大変あ りがたいお言葉をいただいているところでございます。また、こういった機会を通しながら、様々 な伝統的儀式を通じて、アイヌの若い世代に精神文化をしっかり伝承していく必要があるのではな いかというような意見交換がされたところでございます。その他、検討委員の皆様からの関係する 部分で、白老町おもてなしガイドセンターとの連携ですとか、そういった情報交換の場ということ で会議を開催したところでございます。それでは、この後、資料1、資料2と基本方針改定案のた たきにつきまして、江草主査のほうからご説明をさせていただきます。

# 〇委員長(吉谷一孝君) 江草政策推進課主查。

**〇政策推進課主査(江草佳和君)** それでは私のほうから、こちらのほう資料 1、資料 2 をお配りいたしましたが、伊藤政策推進課参事のほうからもお話がありましたとおり、10 月 21 日に第 2 回検討委員会において、同様の資料をたたきとして示させていただいたというような部分のポイント

と内容について、資料1と資料2の見比べをしながらご説明をさせていただければと思いますので よろしくお願いをします。

それでは早速、資料1の①から順にご説明をさせていただきます。今回の改訂作業の部分のポイントということで、7項目ほどポイントを挙げさせていただいておりますので順に説明をさせていただきたいと思います。①といたしまして、本編でいうと、表紙を開いた次のページに目次がございますけれども、①目次の追加と、各セクションへの付番ということで、こちらについては内容の見やすさというものを向上させなければいけないという部分で、本編の2枚目に目次を追加するとともに、各セクションへの付番を追加したというようなところでございます。

続きまして、②でございます。また1ページめくっていただきまして、1、趣旨における、アイ ヌ施策を取り巻く情勢の変化等に関する説明文の追加ということで、平成19年の当初策定時から現 在に至るまでの情勢の変化等について改訂する以前の段階ではなかなかお示しができておりません でしたので、これまでの間に町や国、道をはじめとした取り組み、社会全般における動きに関する 説明文を追加したというところで、具体的に申し上げますと、1ページの中段からなのですが、平 成19年9月に本基本方針を他の自治体に先駆けて定めたところではありますが、この方針が策定さ れてから今の段階で14年が経過しまして、この間に取り巻く町内外の動向が大きく変化をしている と。どういったことが起きてきたかと申し上げますと、まずは平成19年9月に先住民族の権利に関 する国際連合宣言が国連総会において採択された、そういった中、国では翌平成20年6月衆参両院 において、アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議、こちらが全会一致で採択をされました。 これを受けまして、当時の内閣官房長官の談話による、アイヌが独自の言語、宗教や文化の独自性 を有する先住民族だという認識のもと、同年7月にアイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会が設 置をされたと。そのもとで内容の整理を進めながら象徴空間の整備だとか、国が主体性を持って政 策を進めていく必要があるというような報告書が取りまとめられました。これがベースになりまし て、平成26年6月には象徴空間の整備及び管理運営に関する基本方針が閣議決定をされまして、象 徴空間が白老町に整備されることが定められたということになってございます。また、令和元年5 月には、いわゆる新法、アイヌ施策推進法が施行されました。これにより、従前から進められてき た生活向上やアイヌ文化振興施策に加えまして、地域振興・産業振興・観光振興等を含めた施策を 総合的に推進し、アイヌの民族としての誇りが尊重される社会の実現を図ると。そして共生してい ける社会の実現を目指すとともに、アイヌを法律上初めて先住民族と位置づけまして、アイヌであ ることを理由に差別することを禁止するといったことが定められたところでございます。一方、し かしながら、なかなか理解が十分得られていないという部分で、今時点でもアイヌの方々に対する 偏見や差別というものが残っている。こういったものに対して、町民一人一人が正しい理解を深め ていくこと。そして、白老町に息づく伝統的なアイヌ文化を今後も保存・伝承・発展させていくた。 め、そして次の世代にきちんと引き継いでいくために、本基本方針をこのたび改訂するといったま とめをさせていただいております。

続きまして、ポイント3つ目です。3ページなりますが、2、基本方針の位置づけの整理・追加

というところでございます。白老町における本基本方針に基づくアイヌ施策が総合計画をはじめたとした関連する計画等とどのような関係性を持ち推進しているか、説明の文言や体系図、イメージの追加により比較的分かりやすいように整理をさせていただいたというところでございます。先ほど伊藤政策推進課参事からもお話をさせていただきましたが、平成14年3月にまずアイヌ文化振興基本方針ができあがり、そして平成19年9月に白老町アイヌ施策基本方針ができあがりました。これらについて事業を取り組んでいる中ではありますが、当然ながら町の最上位計画であります総合計画に基づきまして、その施策達成に向けて各種事業を展開しているという状況でございます。そしてアイヌ新法等の趣旨も取り入れながら、従前のアイヌ文化振興基本方針及びアイヌ施策基本方針の趣旨を取り込むような形で現時点の改訂をまた進めさせていただいて、町のアイヌ施策を総合的に推進するための基本的な考え方、取り組むべき課題というものを明確化しながら、アイヌ施策推進のための総合的な指針として位置づけることと考えているところでございます。それらの考え方に基づきまして、現在新法に基づいて交付金事業等を進めておりますが、交付金事業へのベースとなるアイヌ施策推進地域計画にもしっかり取り組んでいくようなことになってございます。

続いて、ポイント4番目です。3、基本方針の目的の表現、字句の修正でございますが、こちらにつきましても平成19年当時の掲げられた目的から内容が今まで変更等がなかった中ですが、今の時点での動向や社会一般の流れも含めて表現のほうを整理をさせていただいたというところでございます。こちらにつきましては、多文化共生という町のまちづくりのスローガン等も含めて、現在の町の推進体制にマッチしたような内容として整理をしたというところでございます。

続いて、ポイント5番目です。本編5ページですが、4、アイヌ施策を進めるうえでの課題の整理・追加でございます。今回の改訂にあたりまして、町内の関係者の方々にヒアリング等をさせていただいたり、町民アンケート等の結果から、どのような課題点が具体的に見えてくるのかという部分を整理をさせていただきました。その課題に対してどのような内容を持って解決していく必要があるかというところを考える。そして課題を5点に分けて整理をさせていただきましたが、課題1につきましては、アイヌ語研究や伝統的儀式等、白老地域のアイヌ民族の歴史や文化の研究・保存・伝承のあり方、課題2は伝統手工芸品作成や伝統有用植物、林産物等を用いた商品開発に持続的・安定的に取り組むための素材(原材料)の確保のあり方、課題3、アイヌ関係団体や町内関係機関・団体との有機的連携による、それぞれの強みを活かした施策展開のあり方、課題4、伝承人材の高齢化に対応し、将来にわたりアイヌ文化を継承するための、次世代の担い手確保のあり方、課題5はこれらの課題を着実に解決するための、町内アイヌ関係団体のさらなる連携強化のあり方、この5点を課題として示させていただいて、全ページに載せさせていただいた目的の達成と、その課題解決のために、次のページ以降の重点施策を講じていくとしております。

続きまして、6点目のポイントです。5、重点施策の字句修正、関連する施策の方向の整理、付属資料による体系化というところでございます。基本方針で定めております、1から5の5つの重点施策を達成するために、それぞれの施策に関連する方向、ポイントをまずは整理をさせていただいたという部分で、そのポイントに基づき現在進められている取り組みや、今後必要とされる取り

組み等への検討という部分、そして連携、協働が求められる関係団体等について、付属資料のほうに詳細として載せさせていただいているのですが、どのような取り組みが行われていて、かつ今後必要であるか。そして、どのような関係者がそこに連携をしていくべきかという部分の体系化を図らせていただいたということで、本編の6ページから8ページまでは施策の方向についてまずはお示しをさせていただきまして、それぞれ数項目ずつを挙げさせていただいているのですが、その詳細につきまして付属資料ということで10ページの次のページからになるのですが、それぞれの重点施策に対応する取り組み、現在行われている取り組み、それが①と載せさせていただいておりますが、今後さらに解決に向けて取り組みをしていかなければいけないような項目、検討すべき項目を②としております。そして、それぞれの項目に対してどのような関係団体が関わり、連携しあいながら進めていく必要があるかというような載せ方を付属資料として整理をさせていただいたというところでございます。

そして最後、ポイント7点目です。6、白老町アイヌ施策基本方針の体系の字句修正、それとアイヌ施策推進に係る体系の追加ということでございまして、本編9ページ、10ページになりますが、基本方針に関する目的、重点施策等について、現状に対応した字句の修正をまずはさせていただいたというのが9ページの内容でございます。それとともに、従来から現在のアイヌ施策の推進体系の編成について、比較的に理解しやすいような体系図を整理をした上で10ページに追加をさせていただいたところでございます。こちらの体系図につきましては、先ほどの文言で説明をさせていただきましたが、もともとは生活・福祉の向上だとか、文化振興という部分だけだったものが、アイヌ施策推進法が施行されたことによって体系が大きく拡充をされてきたというところでございまして、もともとある2分野以外にも人材・担い手確保、組織強化だとか、歴史の検証、理解の促進、拠点等の整備、産業・地域振興、こういったものを複合的に進めていくことで今後発展的に本町のアイヌ施策が推進していけるというような内容を図にまとめたものでございます。最終的にはアイヌの民族としての誇りが尊重される社会の実現を目指すということで、方針としてまずは案を取りまとめさせていただいたといった状況でございます。

〇委員長(吉谷一孝君) 伊藤政策推進課参事。

〇政策推進課参事(伊藤信幸君) 私のほうから引き続きまして冒頭の資料の3ページ目の今後の作業についてということでご説明をさせていただきたいと思います。今回の改定案でございますが、先般行いました第2回の検討委員会等での意見を反映させるとともに内容の調整を行いまして、今後基本方針改訂版の原案として取りまとめてまいりたいと考えてございます。つきましては11月下旬をめどに第3回の検討委員会を開催いたしまして、原案に対する意見交換を行いながら、今後成案化に向けた作業を進めてまいりたいと考えているものでございますのでどうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

**〇委員長(吉谷一孝君)** ただいま担当課からの説明がありました。この説明に対して質疑があります方はどうぞ。

大渕委員。

○委員(大渕紀夫君) 大渕です。今まで1回か、2回か話を聞いていただいて、それが非常にきちんと中に反映されていると。課題や状況の分析、そして意識を含めて、どこまで書くかという意識だけれども、含めて非常によくできているし、検討委員会もそう言っていらっしゃるということのようですが、これを読んだ範囲でいえばかなり完成度が高いとそう思いました。そこは本当に評価しました。ただ、一つは、例えば課題の中にはアイヌ語と書かれているのだけれども、施策の方向づけの中にはアイヌ語という言葉がないのですが、私は民族問題で一番大切なのは言語が残るかどうかと思っているのです。だから、この後の議論の中でも意見で言ったほうがいいのかもしれませんが、ここに今課題の中ではきちんと触れられているのだけれども、私はやはりここはどこかで1項目おこせないものかというような感じがしているのです。この施策の方向の中でどこかアイヌ語というのをきちんと入れて、白老町の方言がどれぐらいあるかといったら私はあるということは聞いていますが具体的に分かりませんが、そこはおこしたほうがいいのではないのかと強く感じているものですので、そこのところ、そのような議論が検討委員会の中でなかったのかどうかも含めて、よく考えて書かれているというのはアイヌ語研究者だとかが、いろいろ書いているのでそれは意識してやっているというのはよく理解できました。ただ、そういうふうにおこしたほうが素人の私が考えたときにいいのではないかと思うのですがということが一つです。

それからもう一つは、これは出てなかなか難しくて表現の仕方を非常に苦労して書いたと理解できるのですが、やはり組織を一つにしていくというのを、書いているということの意識は分かります。理解した上で、強化はできないかもしれませんが、組織が本当に重層的でもいいので一つになるというような印象、アイヌ協会の下にずっとできるというような、そういうことを言ってはいけないのかどうかよく分かりませんが、私はそれは必ず必要になるし、現状では難しいというのは十分理解しています。しかし、もし強く書ける部分が、書いているというのは分かります、意識しているというのは。だけど、そういうことができればいいと思っています。それが二つ目です。

あと三つ目です。全ての文化伝承の中での技術の問題、技術強化の問題、例えばウロコ彫りの技術、まねしなさいと言いませんが、平取を学ぶ必要があるのかと。手立てを自治体が打つ。交付金がいろいろな中で。手立てを自治体が打つことが必要ではないのかという。今回、協力隊員で入られたということも聞きましたが、どうも聞いているとあの方は何が専門なのか、マスコミの報道だけでは分かりませんが、何か文化人類学者のお子さんのようで、どこまでそういうことが分かっているのかというのはあったものですから、やはり自治体としては同じことをするのではなくて、平取の伝統と産業をきちんと合体させた、そういう姿勢を白老も学ぶべきではないのかと思ったのですが、そういうところは検討委員会の中で、その3点の意見などはどのような状況だったのかということを含めて、少し私の意見もあるのですがお尋ねをしたいと思います。

# 〇委員長(吉谷一孝君) 伊藤政策推進課参事。

**○政策推進課参事(伊藤信幸君)** 今回たたき台ということでお示しした内容について非常にありがたいお言葉をいただきましてありがとうございます。今回、検討委員会の中でご質問にありました3点でどういう議論があったかということでございますが、アイヌ語研究の方も当然、委員の中

にいらっしゃる中では、この本編の中にアイヌ語というような言葉が確たるものとして出ていないということに関してのご意見というのは実際のところはございませんでした。全体を通して、このアイヌ語をしっかり大事にしながら今後取り組みを進めていくということの町としての姿勢が示されたことに関して非常にありがたいというお言葉をいただいていたということでございます。今回、重点施策の2番目に白老のアイヌ文化の振興と伝承に努めますという施策の方向の中に、アイヌ文化の保存・伝承・発展というようにまとめさせていただいております。その中の意味するというところでは、アイヌ語をはじめとしまして、白老アイヌの独自の伝統、儀礼も含めた、そういった全体的なくくりの中で整理をさせていただいたということでございます。

それと、組織の考え方につきましては、今回の見直しに当たって非常に大きい課題であるという認識のもと、今回たたきでお示ししたような内容でまずはつくらせていただいたところでございます。実際、検討委員会の中で直接このことに関して議論が深くされたというところまでは正直至ってございません。ただ、個別、それぞれのアイヌ関係団体の皆様がそれぞれの思いがある中で、非常にすぐ何か形として見えてくるのは、相当まだまだ時間がかかりそうだというような認識も持ってございます。ただ、一方では前向きな意見があって、何とか一元化に向けたところをしっかり果たしていきたいというようなお声をいただているのも実際のところでございます。ここにつきましては、今時点でここをこうしますだとか、なかなかお答えができないところでございますが、今日の委員会でご意見も踏まえた中では、次の検討委員会でも皆様と議論をしていきたいと考えております。

あと、伝統と産業の技術強化という部分のお話でございます。実際ここまでの深い今回の検討委員会の意見というところはございませんでした。実際、白老アイヌ協会では木彫講座だとか、例年行っていく中で、今年は新たな参加者も増えた中で技術を少しでも習得していこうというようなことでまた 10 月緊急事態宣言が明けた以降、活発に事業を進めているところでございます。伝統と産業のこの合体というところ、当然、実際技術者をどうやって育てていくかというのはアイヌの方々だけの問題ではなくて、当然行政としても何かしらの手立て、組み立てをしながらしっかり育てていけるような事業化というのは必要になってくるかと思っているところでございます。

#### 〇委員長(吉谷一孝君) 大渕委員。

○委員(大渕紀夫君) 大渕です。質疑だけということですので、今のことで結構です。本当に盛り込めるものがあるのであれば、やはりこの後の意見交換の中で、次回行われるであろう、その中でも申し上げたいと思うのだけれども。やはり強化していく部分を見えるようにしていくということは具体化するという意味で私はとても大切だと。やらざるを得なくなるのです。文化というのと、言語というように限定されるのと違いますから。そういうことは考えています。そういうことだけで、これの返答は入りません。

**○委員長(吉谷一孝君)** ほかに質疑があります方はどうぞ。 前田委員。

○委員(前田博之君) まず、平成19年の部分で飴谷前町長が白老のアイヌのことで、それに時代

背景と歴史的なあいている間隔の部分、それについて埋めたということは、厚さが増したという部分の理解でいいということですね。そういうことを考えると、中身はある程度分かって、あとは今言ったように追加されたとか、見直しをしたといった部分についてはいいのですが、端的に言うのですが、三つあるのです。一つは、基本方針の目的の4ページありますね。この2番目、全町民があるのです。これは赤になっていないから議論にならなかったのですが、私はできた後から飴谷前町長と議論したこともあるのですが、今でも時代がかなり変わってきているのですが、法律ができたりして十分な理解は国民や町民も受けてきていますが、全という部分が検討委員会でも議論が出ないから赤になっていないと思うのだけれども、どうも全ということがいいのかどうか。全ての町民ですよね。やはり意見もある人もいます。そうすればほかにも町民がと使っていますが、全は入っていないのです。なぜここだけ全なのか、その意見があったということで委員会の中で諮って協議をするか、行政内部でもいろいろな全国的な国会議論も含めて議論したほうがいいと思います。

それと7ページ、この教育振興の中の施策の方針の2番目にアイヌの人たちの教育環境の充実というのが抽象的で分からないです。これはもう少し具体的にしないと、アイヌの人たちは何をするのか。これは子供たちなのですか。ちょっとこれは分かりません。悪いけれども抽象的で。もう少し言葉に厚みを増すか、あるいはこちらの資料のほうで説明するか。もし分かれば若干説明してほしいです。そういう部分です。

それともう一つは、やはり時代の流れでいくと、この資料を見ていくと、いまだに平成19年以前からもやっていることが施策として羅列されているのです。アイヌの住宅振興、今ほとんど借りる人もいないし、前は途中で返還が滞ってしまってすごい滞納された部分があったり、今は民間の資金も安くなっていて正直借りる人はいないのです。ただ載せるのではなくて、もう少し真剣に、現状どうなのかということを考えたほうがいいと思います。これと町でやっているアイヌの指導員2人、これはずっとなのです。だから今、アイヌ協会もきちんと人がかなりいますね。だからああいう指導というのは本来もうアイヌ協会にもっていってもいいのではないかと思うのです。だからそういう部分もう少し、従来のやっている施策をただ受け継ぐのではなくて、この時代になったらもう少し合理的にいい方向で議論すべきだと私は思います。

もう1点は、今、大渕委員もアイヌ語と言っていましたが、私もやはりアイヌ語もそうですが、 白老町の文化としての特徴、白老はこれをやるのだという何か特徴を出さないと、何かアイヌ新法 から世間が言われているようなものが言葉で整理しただけで、白老は何をやるかということが見え ないのです。極端にいくと、前に大渕委員も言っていましたが、クマ祭りとか、古典的な儀礼を白 老が復活させると、そういう何かアイヌの人たちが自分の文化をアピールできるような振興策をど こかに入れないと、やはり平取の後追いと言われてしまうのです。そういう部分の意見があったか どうかもあるし、町としての考え方をお聞きします。

### 〇委員長(吉谷一孝君) 伊藤政策推進課参事。

**〇政策推進課参事(伊藤信幸君)** ただいまのご質問にございました、まず1点目の基本方針の目的の中で全町民がというようなところの議論でございますが、こちらにつきましては平成19年の当

時のままということで、今回は手を入れなかったということでございます。やはり希望するところは、全ての皆さんが正しい認識と理解を深めていくというところが究極の目的なのかというところで思っているところでございます。平成19年以降、国の新法が制定されまして、国民全てが正しい認識と理解を深めていくというような法律が定められてきた中で、今回見直しの際にもともと全町民としていたものを、さらに狭めてここを取るべきかどうかというところにつきまして、またこれは検討委員会の中でもこういったご意見を踏まえまして議論をさせていただければと思ってございます。

それと2点目、アイヌの人たちの教育環境の充実というような考えのところでございました。こちらにつきましては、実はこのアイヌの人たちという表現自体もほかの本文の中では一切出てこなかったフレーズが、ここは当然出てきたところでございまして、ここにつきましては検討委員会の中でもアイヌ民族という表現と整合性が取れていないというご意見もいただいていたところでございます。実際、特にアイヌの子供たちというような考えのもとにこういう表現にさせていただいたところでございますが、実際そこに限定した教育の在り方をどうしていくかというところの実施の部分というのは、明確ではないのかというところもございます。子供たちの学習環境、その中でアイヌ文化をしっかり学びながら、学力向上にも向けた学習支援員の配置だとか、教育委員会で行っているような取り組みを総合的にここは記述をさせていただいたところが、アイヌの人たちの教育環境の充実というような表現とさせていただいたところでございます。

また、従前から行っている住宅資金の貸付ですとか、生活相談員の配置の部分につきまして、今回付属資料という中で、この施策基本方針と実際行っている事業がどういった位置づけにあるのかというところをしっかりお示しをしないと、何に基づいてやっているかというところが分かりにくいというところを今回整理する目的もございまして、実施事業がどこに対応しているかということで整理をさせていただいたところでございます。現実問題、住宅資金の貸付が新規で行われるというのはなかなか現状少ないということでございます。その辺の各委員の皆様からの考え方だとか、あと生活相談員のありようだとかというところも、これから検討委員会の中で議題に挙げながらお話し合いができたらいいというように考えております。

それと最後、白老独自の考え方というところでございますが、実際検討委員会の中でも白老独自の伝統儀式のありように関して、実際意見交換が交わされてございます。具体的にはイオマンテが昔行われていたことの精神文化、これを若い世代につなげていく必要があるのだというような意見があったということは、先ほど冒頭の資料の中で委員の皆様から意見があった中での一番最後に触れたようなところで資料として今ご説明をさせていただきました。これまで白老のアイヌ文化の歴史の特徴というところが、この本編の中で触れられていないところでございましたが、かつては社台、白老、敷生、メップ、アヨロと、それぞれにコタンがあって、地場の産物への交易が盛んであったとされております。古くから優秀な伝承者が多いという中で口承文芸ですとか、習俗、習慣、伝統工芸といったものを自ら保存、継承してきたという経過がございます。また、古式舞踊に関しましても、国の重要無形民族文化財に指定をされまして、アイヌ民族自らが保存、伝承をしていく

ために旧アイヌ民族博物館を立ち上げたという経緯がございます。白老に伝わる伝統儀礼の数々、 そして伝統技術の保存、継承を行ってきたという、この博物館がなくなったということで、これら の文化に関する保存、継承を白老独自としてどうやって保存、継承をしていくかというのが非常に 大きな課題であると考えているところでございます。

### 〇委員長(吉谷一孝君) 冨川政策推進課長。

○政策推進課長(冨川英孝君) 少し補足させていただきたいと思います。アイヌ語と伝統的儀式の関係です。これについては、やはりアイヌ語というようなことがこういったことに記載されたことについては大変喜ばしいと、一歩前進であるというようなご意見いただきました。また、伝統的儀式等ということについてはカムイノミだけを捉えているのかというようなご質問もあった中で、イオマンテ、やはりそういったものをどうやって実施していくのか。このイオマンテが動物愛護団体だとか、そういった部分の兼ね合いもございまして、なかなか今は実施できない状況にはあるけれども、単純に儀式ではなくて、その儀式を通して、一から十まで全てを学ぶのだというようなご意見もございました。そういった部分の要望というのでしょうか、本来の精神文化、そういったところを下支えを我々もしていけるのかというのはしっかり考えていかなければいけないのかと思っているところでございます。

# 〇委員長(吉谷一孝君) 前田委員。

○委員(前田博之君) 分かりました。ただ、アイヌの人たちの教育環境については十分に言葉の使い方とか、具体的な内容をやらないと、伊藤政策推進課参事のほうからアイヌの人たちの学力向上とかいろいろ言っていましたが、今はもう高校、大学進学率とか、小中学校の教育も教育熱心なアイヌの人たちも塾に通ったりして意識が高くなって、学校の中では全然子供たちはそういうことがないのです。大人がこう言っているのです。だから、その辺の部分も逆に解消しなければ、なお学校内でも大人が言っている言葉が学校に入ってくるのです。だから、そういうことをそろそろ気をつけるべきだと思います。国や報道関係も使うのですが、時代にそぐわないと思うのです。私たちの時代のそういう感覚だったので、できる人はきちんと勉強するし。だから、そういうことはあまり行政も、ここの言葉の使い方をもう少し平坦で、何を目指しているかということだけ整理したほうがいいと思います。

それともう一つは、古典的な儀礼、少し言わせてもらいますが、前に私も教育委員会にいましたし、当時の牧野教育長が道から来て教育長をやっていて、あのときにカジキマグロ、アイヌの人は昔から魚があがった時に儀式をやっていたのです。それで牧野教育長が当時水産学校なども少し知っていたので、その働きかけで提供されたのです。4、5年やったのです。だけど、やはり結果的に変な話、行政とか、アイヌの人ではない部分が一生懸命人脈を使ってやりましょうとやったのです。そうではないのです。そうであれば、やはりアイヌの人方が率先してそういうところに働きかけて儀式を継続するところにもっていかなければだめだと思いますが、今言ったようにたくさんあるのです。カジキマグロというのですか、マグロの儀式も白老にあったのです。写真もあるし、そういうところ逆にアイヌの人ももっと白老を意識してもらって、白老らしくやっていくという、漁

業のまちだったのだから。そういう部分というのをどうなのかということで、逆に行政のほうから 検討委員会の中で、ここでやったということは抜きにしても、そういうことをもう少し議論するた めのきっかけづくりを出して、アイヌの人たちが自らやること。せっかくやっているのだからどう いうものがあったということも抽出しておいて、こういうこともあるのだということも別添資料に 入れるぐらいの積極性がなければだめだと思うのですがいかがですか。

〇委員長(吉谷一孝君) 伊藤政策推進課参事。

○政策推進課参事(伊藤信幸君) ただいまのご意見にありましたとおり、アイヌの方々が自主的にというか、その伝統儀礼、様々これまで行われてきたことにいろいろ数ある儀式の在り方をどうしていくかというところに関しては、また検討委員会という組織がしっかりございますので、しっかり話し合いの場の中に提供しながら活発な意見交換をしていきたいと考えております。実際、アイヌ関係団体の方々からのお話でも、自分が若いアイヌの人たちにしっかり教えていけるのには、やはり高齢化が進んできてもう時間も限られているという中で、そこを真剣に取り組んでいきたいという前向きなご意見もいただいているのは事実でございます。次回の検討委員会の中でそういった部分も含めて、話題に出しながらお話し合いをしてまいりたいと思ってございます。

教育の部分に関しましても、本日の意見を踏まえてまた検討委員会の中でいろいろお話し合いを してまいりたいと思ってございます。

○委員長(吉谷一孝君) ほかに質疑あります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉谷一孝君) それでは、説明員の退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時47分

○委員長(吉谷一孝君) 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続きまして、2番、その他に入ります。その他、今後の日程等についてであります。先ほど開催 前に説明をさせていただきましたが、分科会(懇談会)の取り扱いについてと、本日の意見、質疑、 もう一度日程を調整し行いたいと考えておりますが、そのことについて何かご意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉谷一孝君) なければそのように進めたいと思います。次回の開催日でありますが、 正副委員長にご一任いただき、後日ご連絡させていただきます。

◎閉会の宣告

**〇委員長(吉谷一孝君)** それでは、以上もちまして総務文教常任委員会、所管事務調査を終了いたします。

(午後 1時48分)